

令和4年度沼津市U・I・Jターン就職推進事業業務委託 公募仕様書

1 事業の目的

本事業は、市内企業へのU・I・Jターン就職を推進するため、本市が取り組んでいる移住・定住施策等と連携し、U・I・Jターン就職推進事業を一括して実施することを目的とする。

新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」という。）の影響により、求職者をめぐる状況においては、有効求人倍率の急速な低下、非正規労働者を中心とした事業主都合の解雇等による離職者の増加が懸念されている。その一方で、新型コロナの影響により、東京圏等大都市圏への一極集中から地方への回帰、移住を希望する動きが見られるなど、大都市圏等にて経験を培ってきた人材の市内企業への就職推進、移住・定住に結びつける好機が生じている。

そこで、withコロナ時代における、新たな日常を地方での生活・就労を希望する求職者に対する市内企業へのU・I・Jターン就職推進、人材マッチング支援策を関係機関と連携して実施することにより、将来の市内産業を担う多様な人材の就職促進及び事業継続・発展を目指す市内企業の安定した雇用の確保支援を図ることを目的とする。

2 事業実施期間 契約締結日から令和5年3月31日まで

3 業務概要

- (1) U・I・Jターン等キャリア相談支援窓口の企画運営
- (2) 合同企業就職面接会等の企画運営

4 業務の内容

次に掲げる事項を一体的に行うものとする。

(1) U・I・Jターン等キャリア相談支援窓口の企画運営

「沼津市キャリアデザイン相談センター」を市内に設置し、市内企業への就職を希望する若年求職者や女性等を中心とした就職相談支援、移住希望者等を対象としたU・I・Jターン就職支援について、移住・就職支援に関わる各機関と連携し、個々の相談に応じたキャリアデザインプログラムに基づく市内企業への就職促進及び早期離職防止に対する相談支援を実施する。

ア 名 称：沼津市キャリアデザイン相談センター

イ 対 象：市内企業への就職を希望する若年求職者や女性、移住希望者等。

相談者のうち、10名以上の市内企業就職を目標とする。

※令和3年度実績状況（令和4年1月末時点）

相談者：実人数 60名、就職決定者：13名

ウ 実施期間：契約締結日から令和4年5月上旬までに開設、令和5年3月末まで平日通年実施。

開所時間は、10時～17時まで（月～金）※祝休日は開所しない。

- エ 企画要件：
- ・相談料は無料とし、電話や窓口対面相談支援のほか、オンライン、SNS等を活用した経験豊富な相談員による相談支援や情報提供を行うとともに、市内企業への就職マッチングを高める支援策を講じること。
 - ・事業周知を関係機関と連携して行い、本センターを利用する相談者と市内企業とのマッチング機会の増加を図ること。
 - ・移住・定住施策として沼津市移住定住相談室が実施する、「ぬまづ暮らしオススメ隊」の活動に参画し、移住施策関連事業と連携した相談支援を実施すること。

※参考

- ・令和3年度実施沼津市キャリアデザイン相談センター（沼津市ホームページ）
<https://www.city.numazu.shizuoka.jp/kurashi/fukushi/roudou/syurou/careerdesign.htm>
- ・ぬまづ暮らしオススメ隊（沼津市ホームページ）
<https://www.city.numazu.shizuoka.jp/shisei/iju/osusumetai.htm>

(2) 合同企業就職面接会等の企画運営

新型コロナの影響でマッチングの機会が減少した市内企業と学生及び求職者が接する機会を創出するため、合同企業就職面接会を対面形式で開催する。本業務の実施により、市内企業の魅力を学生及び求職者へ発信するとともに、就職マッチング機会の創出・拡充を行い、市内企業の採用活動支援及び求職者の市内企業への就職促進を図る。

ア 対象者：（求職者） 市内企業への就職を希望する大学等の学生及び概ね45歳未満の一般求職者

（参加企業） 市内に本社若しくは事業所がある企業

参加者のうち、10名以上の市内企業就職を目標とする。

イ 実施期間：令和5年2月までの間に2回以上実施

※沼津市内の交通利便性の高い施設で、新型コロナ感染防止策を講じた上での実施を基本とする。

※新型コロナ感染拡大の状況によっては、開催の延期、中止、開催方法変更の可能性があります。

ウ 企画要件：・各回30社程度の企業を集めること。

- ・求職者向けに就職活動支援ブースを併せて設置すること。
- ・本市が雇用対策協定を締結している静岡労働局と連携した開催とすること。

(3) その他

- ① 受託者は、本業務の実施の進捗状況を適宜報告し、委託者と調整を図ること。
- ② 受託者は、本業務の実施に当たって、不明確な点や改善の必要があると認められる場合は、委託者と協議すること。
- ③ 受託者は、本業務と併せて委託業務以外の営業等の行為を行ってはならない。
- ④ 市が実施する就職支援サイト「ぬま job」や奨学金返還支援制度、移住・就業支援金等の就職支援関連事業の周知について、連携して実施すること。

※沼津しごと応援サイト「ぬま job」 <https://numa-job.net/homes>

5 実施体制

- (1) 受託者は、本事業が計画的かつ円滑に遂行できるよう、誠意をもって業務に臨むこと。
- (2) 本業務に関わる全ての者は、事業の趣旨を理解の上、従事の心構え、U・I・J ターン就職支援に関する知識の習得、情報の収集など業務遂行上必要な自己研鑽を行うこと。
- (3) 受託者は、本事業を遂行するために必要な資材等を委託料の範囲内で調達する。
- (4) 受託者は、委託者及び関係者との定期的な打合せ会を設定するなど、随時情報交換を実施するとともに、業務の遂行に関し、疑義が生じた場合には委託者の指示を受けること。
- (5) 受託者は、本業務に係る実績報告として、実施状況等について、委託者に対して毎月報告を行うものとする。
- (6) 受託者は、本業務に係る情報等の機密情報について、盗難、紛失、漏えい等の防止その他適正な管理のために必要な措置を講じること。
- (7) 受託者は、本業務執行にあたり知りえた情報を受託期間中及び業務委託終了後も他に漏らしてはならない。

6 成果品等

本業務完了報告書 1部及びデータ一式

※各事業終了後、速やかに報告書を提出し、すべての事業終了後に最終の報告書を提出すること。

(内容) 業務実施記録、募集チラシ、現場写真、結果報告、合同企業就職面接会等参加者アンケート分析結果、その他関係資料

7 業務実施上の注意点

(1) 再委託等の制限

受託者は、業務の一部又は全部を第三者に委託し、又は請け負わせることができないこととする。ただし、事業実施に必要と認められる業務については、委託者と協議したうえで、業務の一部を第三者に委託することができるものとする。

(2) 業務遂行上のトラブル

業務遂行上、何らかのトラブルが発生した場合、受託者は委託者と連携の上、速やかに解決を図る。

8 その他

本仕様書に記載されていない事項、又は本仕様書に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者が協議の上、定めるものとする。